「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」 Ⅲに基づく設定・公表について <旭 区>

1 「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けて			
対応する区運営方針の項目			
		対応する区域 めざす成果	
		及び戦略	具体的取組
(1)豊かなコミュニティの実現	⑦人と人とのつながりづくりの促進		[1-2-2][2-2-1] [2-2-2][2-2-3] [2-3-1][3-1-1] [3-1-2]
(2)多様な主体の協働(マルチ パートナーシップ)の実現	⑦地域活動協議会を核とした自律した地 域運営の支援	[1-2]	[1—2—1]
		[1-2]	[1—2—2]
(3)地域資源の循環	⑦地域資源が活用されやすい仕組みづ くり	別途設定	別途設定
	①地域資源の循環による継続的な地域活動の促進	別途設定	別途設定
	少本市事務事業の社会的ビジネス化の 推進	[1-2][2-2] [2-3][3-1]	[1—2—1][2—2—2] [2—3—1][3—1—1]
(4)地域公共人材の充実と中間 支援組織の活用	⑦地域公共人材の充実と活用の促進	別途設定	別途設定
	①中間支援組織の活用	別途設定	別途設定
2「自律した自治体型の区政運営」に向けて			
		対応する区運営方針の項目	
		めざす成果 及び戦略	具体的取組
(1)区における住民主体の自治 の実現	⑦多様な区民の意見やニーズの的確な 把握と区政情報の発信	[4-1]	[4-1-1] [4-1-2] [4-1-3]
		[4-1]	[4-1-1] [4-1-3]
(2)区民に身近な総合行政の 拠点としての区役所づくり	プ区における市政の総合窓口機能の充 実	別途設定	別途設定
(3)区民が満足・納得できる区 政運営	⑦庁舎案内や窓口業務におけるサービ ス向上	[4-2]	[4-2-1] [4-2-2]
	②区民が納税者の視点で納得できる効果的・効率的な業務運営	【4-2】 【様式3 取組 項目4】	[4-2-1]